

令和2年度以降

雲出川水系 砂利等の採取に関する規制計画

中部地方整備局

三重河川国道事務所

令和2年度以降 雲出川水系砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	摘 要
幹川	雲出川	0.0k	16.2k	15.97km	
支川	古川	0.0k	2.5k	2.52km	
支川	中村川	0.0k	5.1k	4.82km	
支川	波瀬川	0.0k	4.7k	4.57km	
	計			27.88km	

2. 規制計画の方針

- (a) 雲出川は全体的に河床が安定しているが、基礎高不足の橋梁があるため整備計画河床より低下がみられる区間や連続する橋梁の保安区域を包括する区間は禁止区域とする。ただし、部分的に堆砂傾向を示している区間もあるため、掘削基準高を基に河川管理上支障とならない範囲で採取を許可していく。
- (b) 古川は全体的に河床が安定しているため堆砂傾向を示している区間は採取可能とするが、複数の橋梁のうち基礎高不足の橋梁が含まれるため一部禁止区域とする。
- (c) 中村川は全体的に河床が安定しているため堆砂傾向を示している区間は採取可能とするが、横断工作物が多数点在し、複数の橋梁のうち基礎高不足の橋梁が含まれるため一部禁止区域とする。
- (d) 波瀬川は横断工作物が多数点在し、複数の橋梁のうち基礎高不足の橋梁が含まれるため全川禁止区域とする。
- (e) 河床低下傾向を示していない区間は、出水等による堆砂が想定されることから掘削基準高を基に河川管理上支障とならない範囲で採取可能区間とし、堆砂状況を確認した上で採取を許可する。
- (f) 砂利採取の許認可にあたっては、取水施設等の構造物や河川環境保全のため、掘削法面の緩傾斜化・砂礫砂州等の河床形状の維持・生物の生息環境に配慮する。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床は一連区間において整備計画河床以上の平均河床高(H29測量)を包絡した線を基本とする。

平均河床高が整備計画河床より低い場合は、整備計画河床高を掘削基準高とする。

掘削勾配 1:3

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	摘 要
幹川	雲出川	2. 2k	2. 8k	0. 31km	橋梁があるため。
		2. 8k	5. 4k	2. 47km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁及び横断工作物があるため。
		5. 6k	6. 4k	0. 77km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		6. 4k	7. 8k	1. 32km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁及び横断工作物があるため。
		9. 0k	9. 6k	0. 40km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		10. 4k	11. 4k	0. 94km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁及び横断工作物があるため。
		12. 0k	12. 8k	0. 43km	横断工作物があるため。
		12. 8k	13. 6k	0. 48km	橋梁があるため。
		14. 6k	15. 0k	0. 32km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		15. 2k	16. 2k	0. 91km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁や横断工作物があるため。
支川	古川	0. 8k	1. 2k	0. 30km	橋梁があるため。
		2. 2k	2. 4k	0. 07km	橋梁があるため。
支川	中村川	0. 4k	3. 0k	2. 27km	横断工作物が多数点在し、基礎高不足の橋梁があるため。
		3. 2k	3. 8k	0. 35km	横断工作物が多数点在し、基礎高不足の橋梁があるため。
		3. 8k	4. 2k	0. 30km	横断工作物が多数点在し、基礎高不足の橋梁があるため。
		4. 2k	5. 0k	0. 56km	横断工作物が多数点在し、基礎高不足の橋梁があるため。
支川	波瀬川	0. 0k	4. 7k	4. 57km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁や横断工作物があるため。
	計			16. 77km	

※禁止区域内に異常堆積した土砂等により流下能力が不足している場合等に限りに、河川管理及び河川景観等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

(2) 保安区域

全面禁止の波瀬川を除く雲出川、古川及び中村川の保安距離は次のとおり。

橋梁（鉄道） 上下流 500m

橋梁（一般） 上下流 150m 但し中流部（3.0k～14.0k）は200m

取水堰 上下流 150m 但し中流部（3.0k～14.0k）は200m

計画低水路法線及び現況護岸 20m 但し中流部（3.0k～14.0k）は30m

※保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合等に関り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	掘削可能量(千m ³)	採取可能量(千m ³)	摘 要
幹川	雲出川	0.0k 2.8k 5.4k 6.4k 7.8k 9.6k 11.4k 12.8k 13.6k 15.0k	2.2k 2.8k 5.6k 6.4k 9.0k 10.4k 12.0k 12.8k 14.6k 15.2k	2.38km 0.20km 0.28km 0.08km 1.16km 0.82km 0.83km 0.59km 1.18km 0.29km	808	808	
支川	古川	0.0k 1.2k	0.8k 2.2k	0.84km 1.19km	98	98	
支川	中村川	0.0k 3.0k 3.8k 4.2k 5.0k	0.4k 3.2k 3.8k 4.2k 5.1k	0.30km 0.51km 0.18km 0.15km 0.21km	9	9	
	計			11.11km	915	915	

6. 年次計画

令和2年度～令和6年度の5箇年計画とする。

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)															計		
			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年					
	起 点	終 点	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量
雲出川	0.0k	2.2k	162	162	—	162	162	—	162	162	—	162	162	—	160	160	—	808	808	—
	2.8k	2.8k																		
	5.4k	5.6k																		
	6.4k	6.4k																		
	7.8k	9.0k																		
	9.6k	10.4k																		
	11.4k	12.0k																		
	12.8k	12.8k																		
	13.6k	14.6k																		
	15.0k	15.2k																		
古川	0.0k	0.8k	19	19	—	19	19	—	19	19	—	19	19	—	22	22	—	98	98	—
	1.2k	2.2k																		
中村川	0.0k	0.4k	2	2	—	2	2	—	2	2	—	2	2	—	1	1	—	9	9	—
	3.0k	3.2k																		
	3.8k	3.8k																		
	4.2k	4.2k																		
5.0k	5.1k																			
計			183	183	—	183	183	—	183	183	—	183	183	—	183	183	—	915	915	—

7. その他

規制区域内においては、自然環境等を保護、保全するための法令等の規制、制限の設定されている区間あり、砂利採取許可にあたってはあらかじめ、河川整備計画・河川環境管理基本計画等を考慮し、河川の優れた自然環境の維持保全を図るものとする。

雲出川 規制区域図

